

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 定款

2024年 5月 9日 改正
2024年 5月10日 発効

第1章 総 則

(名称)

- 第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク という。
- 2 この法人の通称および略称を「THE NORTH FINDER」または「ノースファインダー」とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第3条 この法人は、北海道をテーマとする写真作品を通して、北海道の魅力をあまねく伝え、写真文化・写真家への社会的理解の醸成と写真芸術の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事 業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
- (1)北海道をテーマとする写真作品を展示するHPの構築と運営事業
- (2)北海道をテーマとする写真作品を展示する事業
- (3)写真技術の普及および写真市場の知識を醸成するセミナー事業
- (4)北海道をテーマとするあらゆる形態の写真作品の販売事業
- (5)北海道をテーマとするあらゆる形態の写真作品の貸付事業
- (6)北海道をテーマとして含むあらゆる形態の写真作品の出版事業
- (7)その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
- (1)写真業（写真フィルムの現像、焼き付け等、またその取り次ぎを行う）
- (2)上記特定非営利活動にかかわらない物品販売事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。
- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)一般会員 この法人の趣旨に賛同し事業に参加もしくは支援するために入会した個人及び団体
- (3)賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体
- (4)名誉会員 この法人の発展に多大な貢献があったとして、もしくは、写真文化、芸術に大きな功績を残したとして、理事会において推薦された個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に会費を添えて理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(定款：1)

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会費および入会金に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき。

(2)本人が死亡したとき（失踪宣告を受けた場合を含む）、若しくは成年被後見人または被保佐人となったとき、および会員である団体が消滅したとき。

(3)第8条に基づいて請求された会費について、請求があった日の属する事業年度の末日までに納入されないとき。ただし会員が法人に対して予めこの定め適用除外を申し出ている場合はこの定めを適用しない。

(4)会員の所在が不明になった日から6カ月以上を経過したとき。

(5)除名されたとき。

2 前項第3号の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、未納となっている会費のすべてを納入しなければ再入会を許可しない。

3 第1項第4号の用語は次のとおりとする。

(1)「所在が不明となった」とは、法人が差し出した郵便物（日本郵便株式会社の内国郵便約款による郵便物）が「あて所に尋ねあたりません（宛所不明）」として2回以上連続で還付された場合をいう。

(2)「所在が不明となった日」とは、前号の2回以上連続で還付された郵便物のうち1回目の郵便物の差出日（通信日付印に示す日）をいう。

4 第1項第4号による会員資格の喪失に関する手続きに必要な事項は、理事会の承認を経て理事長がこれを定める。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)この定款等に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3人以上

(2)監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とし、専務理事を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選出する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(定款：2)

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を処理し、理事長および理事長業務を代行すべき副理事長のすべてに事故あるとき、または理事長および理事長業務を代行すべき副理事長のすべてが欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、就任の日が属する事業年度の翌事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(相談役及び顧問)

第20条 理事会において必要とした場合は、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 相談役及び顧問の職務は次の各号のとおりとする。
 - (1)相談役は、理事会および理事長の諮問により本法人の事業・運営に関する助言を行う。
 - (2)顧問は、理事会および理事長の諮問により本法人の事業・運営に関して高度かつ専門的な助言を行う。
- 3 前項に定める職務の相談役及び顧問の報酬は無報酬とする。
- 4 相談役及び顧問は、理事会の議決により理事長が任免する。
- 5 相談役及び顧問の任期は、任命した理事長の任期と同一とし、理事長が重任・再任したときは自動的に任期が延長される。また、再任を妨げない。
- 6 その他、相談役及び顧問について定款に定めのない事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(職員)

第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

- 3 職員に関してこの定款に定めるほか必要な事項は理事会の決議を得て理事長が別に定める。

第5章 総 会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (5)理事会より付議された事項
- (6)その他運営に関する重要事項

- 2 総会は、理事会によって議決された以下の事項について理事長から報告を受ける。ただし、これら報告事項にあつては議決を要しない。

- (1)事業計画及び活動予算
- (2)事業報告及び活動決算

(開 催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3)第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招 集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があつた場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)正会員総数及び出席者数（書面または電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。

(決議省略時の議事録)

第31条の2 総会の決議があったものとみなされた（第29条第3項の規定を適用した）場合、前条各項の規定によらず、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2)前号の事項の提案をした者の資格または職名および氏名
 - (3)総会の決議があったとみなされた日
 - (4)議事録の作成に係る職務を行った者の職名および氏名
- 2 前項の議事録には、理事長および議事録の作成に係る職務を行った者が署名または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1)事業計画、活動予算および活動予算の変更
- (2)事業報告及び活動決算
- (3)入会金及び会費の額
- (4)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5)事務局の組織及び運営
- (6)総会に付議すべき事項
- (7)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (8)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めるとき。
- (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議 決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)日時及び場所
 - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3)審議事項
 - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名押印しなければならない。ただし、出席者（書面または電磁的方法による表決者を除く。）が本項に定める議事録署名人の数に満たないときは、出席者全員が署名または記名押印しなければならない。

(理事会のみなし開催)

第39条の2 招集通知に記載の議案各号について、招集を通知した日に在任中の理事（ただし当該議案について議決に加わることができる者に限る）の過半数から、賛成ないし同意する旨の表決がされた書面または電磁的記録による表決書（第38条第2項に定めるもの）が提出されたときは、当該議案を可決する旨の決議があつたものとみなす。

- 2 招集通知に記載の議案各号について、招集を通知した日に在任中の理事（ただし当該議案について議決に加わることができる者に限る）の過半数から、反対ないし同意しない旨の表決がされた書面または電磁的記録による表決書（第38条第2項に定めるもの）が提出されたときは、当該議案を否決する旨の決議があつたものとみなす。
- 3 招集通知に記載の議案各号のうちいずれか1以上の議案について、第1項または第2項を適用したとき、残余の議案については理事会を開催して付議することができる。ただし、第1項または第2項を適用した議案については再び付議できない。
- 4 第1項または第2項を適用したとき、理事長は書面（電磁的方法によるものを含む）によって、下記の事項を付して理事および監事の全員に通知しなければならない。

(1)決議に付した事項の内容と書面または電磁的記録による表決書の総数および賛成・反対のそれぞれの数

(2)理事会の決議があつたものとみなされた日

- 5 前項の通知の日から5日以内に理事総数の3分の1以上、または監事1名以上から異議が付されたときは、みなし決議は無効となり、理事会の会議を開催しなければならない。
- 6 書面または電磁的記録による表決書（以下、本項において書面表決書と略記する）を提出した理事が、前項により開催される理事会の会議に欠席したときは、提出した書面表決書の表決をしたとして取り扱われる。ただし、書面表決書を提出した理事が、前項により開催される理事会の会議に出席したときは、議場での表決が優先される。

(理事会のみなし決議時の議事録)

第39条の3 理事会を開催したとみなされたとき（前条の規定を適用したとき）は、第39条各項の規定によらず次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)決議した事項の内容と書面または電磁的記録による表決書の総数および賛成・反対のそれぞれの数
- (2)理事会の決議があったものとみなされた日
- (3)議事録の作成に係る職務を行った者の職名および氏名

2 前項の議事録には、理事全員および議事録の作成に係る職務を行った者が署名または記名押印する。

(理事会運営規程)

第39条の4 理事会の運営は、法令又はこの定款の定めによるもののほかは、理事会運営規程を定めてこれにあたる。

2 理事会運営規程は、理事長が作成し、理事会の議決により定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立の時の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3)寄付金品
- (4)財産から生じる収益
- (5)事業に伴う収益
- (6)その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を得た事業計画及びこれに伴う活動予算は総会に報告しなければならない。

(予算の仮執行)

第46条 前条の規定にかかわらず、予算が成立していない場合であっても、法人を正常かつ円滑に運営を継続するために理事長が必要と認める場合、理事長は予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(定款：7)

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決を経た事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類および監事の監査結果は総会に報告しなければならない。
- 3 この法人の決算確定の日は、第1項の理事会の議決の日とする。
- 4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。

- 2 改正した定款に法第25条第3項に規定される事項が含まれるときは、所轄庁の認証を得なければ効力を発しない。
- 3 改正した定款の施行(効力が発生する)日は次の各号のとおりとする。
 - (1)前項により所轄庁の認証を要する場合は、所轄庁の認証の日(認証の通知書に記載された日付)
 - (2)前号に定める以外のときは決議のあった総会の終結の時の翌日

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4)合併
 - (5)破産
 - (6)所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし公告のうち貸借対照表の公告は内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)において電子公告によって行う。

- 2 権利者ほか閲覧者の利便に資するため、前項のほかに当法人のWebサイトにも公告の内容を掲載するものとする。

第10章 雑 則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 佐藤 勲
副理事長 岡本 洋典
副理事長 後藤 昌美
専務理事 坂本 義道
理事 伊東 剛
理事 大橋 弘一
理事 小寺 卓矢
理事 酒井 広司
理事 樽野 真生子
理事 月岡 陽一
理事 本間 和行
理事 丸山 達也
理事 水越 武久
理事 門間 敬行
理事 和田 正宏
監事 矢部 志朗
- この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
- この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - 正会員
入会金 無し
年会費 10,000円
 - 賛助会員
入会金 無し
年会費(法人) 一口 50,000円(一口以上)
年会費(個人) 一口 3,000円(一口以上)
- この定款は、平成20年8月4日から施行する。
- この定款は、平成22年9月2日から施行する。
- この定款は、平成26年7月1日から施行する。
- この定款は、所轄庁の認証の日(平成28年8月30日)から施行する。ただし、第16条の改正の効力は改正時の現任役員に及ばず、就任時の定款の定めにより、就任より2年とする。
- この定款は、所轄庁の認証の日(平成29年7月18日)より施行する。なお、施行日までに会費の未納が発生している者が、施行後に第9条第1項第3号の規定に該当した場合、改正前の規定にかかわらず当然に会員の資格を喪失する。
- この定款の改正のときに既に就任している相談役および顧問は、改正の時の理事長が任命したとみなして任期を定める。(2024年5月改正による規定)

(以下余白)

(定款の部)
発効日 2024年5月10日
改定版発行 2024年12月1日

INTENTIONALLY LEFT BLANK

このページは、印刷時のため意図的な空白として挿入しています